

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 規則

- 福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則 一八
- 福島県恩給支給規則の一部を改正する規則 一八

### 告示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一八
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 一八
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一八
- 地籍調査の成果について認証した件 一八
- 道路の区域を変更する件六件 一八
- 道路の供用を開始した件二件 一八

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 一八
- 歯科技工士試験の合格者を公告する件 一八
- 貸金業者の登録を取り消した件 一八
- 土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件 一八
- 基本測量の実施の終了について通知があった件 一八
- 浸水想定区域を指定した件二件 一八
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 一八
- 福島県警察本部 一八
- 一般競争入札を行う件 一八
- 福島県人事委員会 一八
- 平成二十年年度福島県警察官採用候補者試験(特別募集)を行う件 一八
- 正誤 一八
- 昭和五十四年九月二十八日付け号外第八十七号中 一八

## 規則

福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県恩給支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第十号

#### 福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員恩給条例施行規則(昭和三十二年福島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四号様式(裏)中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第三十二号様式注2中「郵便貯払」を「郵便貯払(郵便貯金銀行での支払を含む)を」に改める。

#### 附則

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第三十二号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付を受けている改正前の福島県職員恩給条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第二十四号様式による恩給証書は、改正後の福島県職員恩給条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第二十四号様式による恩給証書とみなす。

3 第三十二号様式の改正規定の施行の際現に提出されている改正前の規則第三十二号様式による恩給権者死亡に係る未給与恩給請求書は、改正後の規則様式第三十二号様式による恩給権者死亡に係る未給与恩給請求書とみなす。

(人事領域給付グループ)

### 福島県規則第十一号

#### 福島県恩給支給規則の一部を改正する規則

福島県恩給支給規則(昭和三十二年福島県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」を「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に、「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

様式第一号注2及び様式第二号注2中「郵便貯払」を「郵便貯払(郵便貯金銀行での支払を含む)を」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、様式第一号及び様式第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(人事領域給付グループ)

告 示

福島県告示第二百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年三月二十一日から同年七月二十二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

桜ヶ丘ショッピングセンター 相馬市中村字桜ヶ丘百七十一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 佐川産業株式会社

相馬市中村字田町五番地

代表取締役 佐川 元彦

有限会社ニューコンノ

相馬市中村字田町十七番地

代表取締役 今野 益也

鳥久杉本店

相馬市大曲字大毛内百六番地

杉本 俊一

株式会社島山商店

相馬市中村字大町二十五番地

代表取締役 郡 義人

（変更後） 削除

三 変更した年月日

平成十五年六月三日（有限会社ニューコンノ及び鳥久杉本店にあっては平成十五年六月八日、株式会社島山商店にあっては平成十七年八月三十一日）

四 届出年月日

平成二十年三月十日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第二百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年三月二十一日から同年四月二十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル泉店 福島市泉字宮内前一―五ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第二百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西田町土地改良区から平成二十年二月十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年三月十七日認可した。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第二百五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

福島市

二 成果の名称

福島市飯坂町茂庭の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村整備領域農地管理グループ）

福島県告示第二百六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

福島市

二 成果の名称

福島市立子山の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第二百七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津郡南郷村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

南郷村

二 成果の名称

南会津郡南郷村大字和泉田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第二百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所で平成二十年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道福島保原線	福島市岡島字川原四〇番一地从先から同 市岡島字向中島三番一地向先まで	八・四	八・四	八・四	二四〇・〇
		八・五	八・四	八・四	二四〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所で平成二十年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道福島保原線	福島市岡島字川原四〇番一地从先から同 市岡島字向中島三番一地向先まで	八・四	八・四	八・四	二四〇・〇
		九八・〇	八・四	八・四	二四〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所で平成二十年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道古殿須賀川線	石川郡玉川村大字南須釜字蔵ノ前三番一地从先から同 郡同 村大字南須釜字長内三九番五地向先まで	七・〇	七・〇	七・〇	五九〇・〇
		三二・〇	一〇・〇	一〇・〇	五六〇・〇
		五八・〇	一〇・〇	一〇・〇	五六〇・〇
		一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	五六〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所で平成二十年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

供する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道矢吹小野線	石川郡玉川村大字南須釜字長内三九番五地先から同 郡同 村大字南須釜字北ノ宿一三番一地先まで	変更前	A 七・〇〇 B 三二・〇〇 一〇・〇〇 五八・〇〇	六六〇・〇〇 六三〇・〇〇
		変更後	B 一〇・〇〇 四一・〇〇	六三〇・〇〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方西会津線	喜多方市慶徳町豊岡字千五百苅五番地先から同 市慶徳町豊岡字香隈山三四三七番一地先まで	変更前	五・二〇 二二・〇〇	一、一一九・六〇
		変更後	一二・〇〇 三八・〇〇	一、一一五・〇〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画

グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熱塩加納会津坂下線	喜多方市慶徳町豊岡字豊岡道北七番二地先から同 市慶徳町豊岡字千五百苅九番地先まで	変更前	七・〇〇 一四・〇〇	一三三二・〇〇
		変更後	九・〇〇 一七・〇〇	一三三一・〇〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県北建設事務所で平成二十年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道福島保原線	福島市岡島字川原四〇番一地先から同 市岡島字向中島三番一地先まで	平成二〇年三月二二日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県中建設事務所で平成二十年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

供 用 開 始

公 告

公告第百三十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

（道路領域道路企画グループ）

路線名	供用開始の区間	の期日
県道矢吹小野線	石川郡玉川村大字南須釜字長内三九番五地先から 同 郡同 村大字南須釜字行人塚六八番二地 先まで	平成二〇年 三月二二日

一 申請のあつた年月日

平成二十年三月十日

二 名称

特定非営利活動法人陽だまりハウス

三 代表者の氏名

大槻 トモ子

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市森合町三番四十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障がい者に対して、社会参加・自立・経済活動の発展に関する事業を行い、広く社会に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第百三十七号

平成二十年福島県園科技工士試験の合格者は、次のとおりである。

受験番号

受験番号

受験番号

福島県知事 佐藤 雄 平

受験番号

受験番号

- 一 六
- 二 七
- 三 八
- 四 九
- 五 〇
- 一〇 一
- 一一 二
- 一二 三
- 一三 四
- 一四 五
- 一五 六

- 一六 一七
- 一七 一八
- 一八 一九
- 一九 二〇
- 二〇 二一
- 二一 二二
- 二二 二三
- 二三 二四
- 二四 二五
- 二五 二六
- 二六 二七
- 二七 二八
- 二八 二九
- 二九 三〇

（健康衛生領域医療看護グループ）

公告第百三十八号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の四第一項の規定に基づき、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 商号又は名称 鶴栄
- 二 氏名（法人にあつては代表者名） 小塚 昇吾
- 三 営業所又は事務所の所在地 いわき市平字大町三番地佐々木ビル二階
- 四 登録番号 福島県知事（一）第〇一八七五号
- 五 登録の取消しの日 平成二十年三月十一日

（商工総務領域金融グループ）

公告第百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、安積疏水土地改良区から次のとおり役員の変更があつた旨届出があつた。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 変更があつた者の役別、氏名及び住所
- 役別 氏名 住所
- 理事 渡邊 武夫 変更前 須賀川市北横田字吉兵衛新田一三四番地  
変更後 須賀川市北横田字新田一三四番地

（農村整備領域農村計画グループ）

公告第百四十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十年三月十一日付けで国土地理院長から次のとおり通知があつた。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 東白川郡矢祭町
- 二 測量開始期日 平成十九年十一月十九日
- 三 測量終了期日 平成二十年二月二十九日
- 四 作業の種類 基本測量（ジオイド測量）

（土木総務領域総務予算グループ）

公告第四百一十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めて、阿武隈川（福島県が管理する区間に限る。）に係る浸水想定区域を指定した。  
なお、関係図面は、福島県土木部河川港湾領域河川整備管理グループ、福島県中建設事務所企画管理部管理計画グループ及び福島県南建設事務所事業部河川砂防グループに備え置いて閲覧に供する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

（河川港湾領域河川整備管理グループ）

公告第四百二十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めて、次の表の中欄に掲げる河川に係る浸水想定区域を指定した。  
なお、関係図面は、福島県土木部河川港湾領域河川整備管理グループ及び次の表の下欄に掲げる担当グループに備え置いて閲覧に供する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

水系名	河川名	担当グループ
阿武隈川	逢瀬川	県中建設事務所企画管理部管理計画グループ
	田付川	
阿賀野川	長瀬川	喜多方建設事務所企画管理部管理計画グループ
	請戸川	
請戸川	高瀬川	相双建設事務所企画管理部管理計画グループ
	藤原川	
	矢田川	
藤原川	仁井田川	いわき建設事務所企画管理部管理計画グループ

夏井川

好間川

同

鮫川	新川	同
鮫川	同	

（河川港湾領域河川整備管理グループ）

公告第四百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津坂下町から会津坂下都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市領域都市計画グループ及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査グループ  
（都市領域都市計画グループ）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第22号

高齢歩行者教育システムの貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年3月21日

福島県警察本部長 久保 潤二

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 高齢歩行者教育システム 3式（搬入、据付け、調整等を含む。）

(2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間 平成20年10月1日から平成25年9月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月28日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年4月9日(水)午後2時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(公 計 課)

### 福島県人事委員会

#### 公告第一号

平成二十年年度福島県警察官採用候補者試験(特別募集)を次のとおり行います。

平成二十年三月二十一日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

1 区分試験及び採用予定人員

警察官A(男性・一般) 六十五名程度

2 受験資格

昭和四十九年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除きます。)を卒業したものの若しくは平成二十年九月までに卒業見込みのもの又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認めるものとし、ただし、次の(一)から(五)までのいずれかに該当する者は、受験できません。

(一) 日本の国籍を有しない者

(二) 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

(三) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(四) 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(五) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

(一) 教養試験(多枝選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。

(二) 論文試験

2 第二次試験

(一) 口述試験

(二) 適性検査

(三) 体力検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

(四) 身体検査(測定方式)

(五) 身体検査(持参方式)

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第一次試験	平成二十年五月十一日(日)	福島市	平成二十年五月三十日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成二十年六月十八日(水)から同月二十日(金)までの三日間のうち指定する二日	福島市	平成二十年七月十八日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手続

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内))電話(〇二四)五二二―七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課並びに福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目のすべてに入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間

平成二十年三月二十四日(月)から同年四月四日(金)までです(郵送による申込みは、同年四月四日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。)

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十年三月二十四日(月)から同年四月一日(火)までです。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時までです。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十年四月一日(火)にあつては、午後五時まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一九九、七〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、任用候補者名簿に得点順に登録された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本部警務部警務課(福島市杉妻町二番十六号(県庁内))電話(〇二四)五二二―二二五―内線二六二二、二六二六)に問い合わせてください。

別表

教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数

社会科学(9)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(9)及び数的推理・資料解釈(7)

(採用給与グループ)

正 誤

ページ	段	行	正	誤

○昭和五十四年九月二十八日付け号外第八十七号中

四 上 後ろか 給水施設の 給水改設の



ら  
四